

## 亀山市公告第36号

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を行うので、次のとおり公告する。

令和7年5月19日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査

#### (2) 業務内容

亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月6日まで

### 2 参加資格要件

本業務の優先交渉権者選定のためのプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 令和2年度以降に次に掲げる同種業務又は類似業務について、完了した実績（元請として完了したものに限る。）を有すること。

ア 同種業務 道路管理の包括委託に関する検討業務

イ 類似業務 インフラ維持管理に関する官民連携手法の検討業務

(2) 令和2年度以降に次に掲げる同種業務又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した業務経験を有する管理技術者及び担当技術者を当該業務に配置できること。

ア 同種業務 道路管理の包括委託に関する検討業務

イ 類似業務 インフラ維持管理に関する官民連携手法の検討業務

(3) 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者を配置すること。

ア 技術士（建設部門（道路又は鋼構造及びコンクリート）に限る。）

イ RCCM（道路又は鋼構造及びコンクリート）

(4) 令和4年度～令和7年度三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）に登録していること。

- (5) 三重県内に本店、支店、営業所、事務所等を有していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (7) 本店の所在地において国税、地方税その他の公租公課を滞納していないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと。ただし、裁判所からの再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (9) 事業の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録がされていること。
- (11) 亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による資格（指名）停止措置を受けていないこと。
- (12) 破産法（昭和16年法律第75号）第30条の規定による破産手続開始の決定がなされていないこと。
- (13) 会社法（平成17年法律第86号）第514条の規定による特別清算開始の命令がなされていないこと。

### 3 担当部署

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

亀山市建設部建設管理課道路保全グループ

電話 0595-84-5041

ファクシミリ 0595-82-9669

電子メール [hozen@city.kameyama.mie.jp](mailto:hozen@city.kameyama.mie.jp)

### 4 募集要項等の交付

#### (1) 交付期間

令和7年5月19日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8

時 30分から午後5時まで

(2) 交付場所

3の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

ア 亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査公募型プロポーザル募集要項（以下「要項」という。）

イ 亀山市インフラメンテナンス人材育成・仕事魅力向上検討調査仕様書

5 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（要項様式第2号）

イ 暴力団等排除に関する誓約書（要項様式第3号）

ウ 会社等概要書（要項様式第4号）

エ 企業の同種・類似実績調書（要項様式第6号）

オ （配置予定管理技術者・担当技術者）の同種・類似実績調書（要項様式第7号）

カ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し

キ 納税証明書（公告日から起算して6月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

令和7年5月19日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出場所

3の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

6 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書その他要項に定める提出書類を提出しなけ

ればならない。

(1) 提出期間

令和7年6月4日から同月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

3の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）とする。

7 その他

(1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。

(2) 企画提案書の提出は、1社につき1提案とする。

(3) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(4) 参加事業者から要項に基づき一度提出された書類は、差替え等はできないものとし、また、その理由の如何に関わらず企画提案書の返却はしない。

(5) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

(6) 企画提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）にて提出すること。

(7) 本業務の受託者は、当該業務の成果や実施状況により、次年度以降、継続する業務について随意契約の対象とする場合がある。ただし、予算措置及び当該業務の実施有無等により、必ずしも契約を保証するものではない。

(8) 本公告に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。